

第8次下川町行政改革大綱



平成29年7月 (令和2年改訂)

北海道下川町

【目 次】

〔第1章〕	行政改革大綱の趣旨	1
〔第2章〕	これまでの行政改革の取り組み	1
〔第3章〕	第8次行政改革大綱の位置付け	2
〔第4章〕	行政改革大綱の推進	
第1節	実施期間	2
第2節	計画の構成	2
第3節	推進体制	3
第4節	取り組み状況の公表	3
第5節	体系	3
〔第5章〕	行政改革大綱の内容	
(1)	組織改革と職員能力の向上	
①	総合的な政策推進体制づくり	4
②	職員の人材育成	4
③	適正な定員設定	4
(2)	持続可能な行財政の運営	
①	歳出構造の見直し	5
②	公共施設の管理運営	5
③	歳入の安定的確保と適正化	5
(3)	町民参加の推進	
①	町民参加の推進	5

[第1章] 行政改革大綱の趣旨

本町の行政改革は、昭和62年2月に策定した第1次行政改革大綱をスタートとして、簡素で効率的な行政運営と行政サービスの向上を目指し、これまで第7次にわたり行政改革大綱を策定し、積極的に行財政改革に取り組んできました。

このような中、地域課題解決に向けた取組を進めてきましたが、地域社会経済情勢や人口の将来予測から「待ったなし」の状況であり、地方創生を積極的に取り組むとともに、取り組むための体制づくりが急務な状況です。

「第8次行政改革大綱」は、時の社会情勢や地域ニーズに迅速かつ適切に対応することができる行財政の形づくり（組織・人づくり・政策と財政の両立）に主眼を置き、持続可能な地域社会を目指し取り組みを進めます。

[第2章] これまでの行政改革の取り組み

これまで策定した行政改革に伴う主な計画は次のとおりです。

【下川町行政改革大綱】

計画的な行政改革を推進するため、これまで7次にわたる大綱を策定しました。

- | | |
|---------------------|---------------------|
| (第1次) 昭和61年度～昭和63年度 | (第2次) 平成元年度～平成3年度 |
| (第3次) 平成4年度～平成6年度 | (第4次) 平成8年度～平成12年度 |
| (第5次) 平成14年度～平成18年度 | (第6次) 平成19年度～平成22年度 |
| (第7次) 平成23年度～平成26年度 | |

【地域自律プラン】

市町村合併問題において、当分の間、単独の町政運営を選択したことに伴い、今後のまちづくりのあるべき姿を明確にし、町民の皆様に安心と納得いただくため、その指針として「地域自律プラン」を策定しました。

期間：平成16年度～平成32年度

平成16年度～平成22年度	実施計画
平成23年度～平成32年度	展望計画

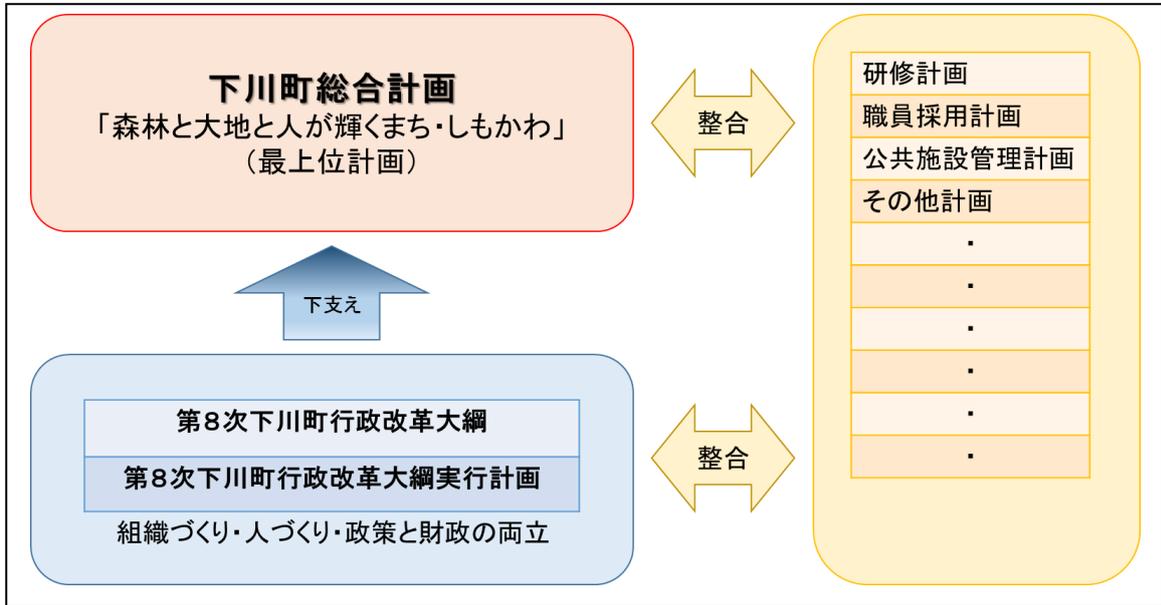
【下川町集中改革プラン】

「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針（平成17年3月29日付け総務事務次官通知）」に基づき、国が示す項目について、取り組み計画を策定しました。

期間：平成17年度～平成21年度

[第3章] 第8次行政改革大綱の位置付け

本大綱は、下川町が将来に向けて持続可能な地域社会の実現のために、町の最上位の計画である下川町総合計画を下支えする役割をもつものと位置付け、各種個別計画とも整合性を保ちながら時代の変化に柔軟に対応し、行財政の健全化とさらなる行政改革の具体的な取組を示したものです。



[第4章] 行政改革大綱の推進

第1節 実施期間

平成29年度から令和4年度（6年）

第2節 計画の構成

大綱は、行政改革の取り組みの基本的な方針を示すものであり、大綱に基づく具体的な取組については、実行計画を策定し計画的に推進します。

実行計画は、社会情勢等に迅速に対応するため、毎年、進捗状況等を評価し見直しを行います。

行政改革大綱	<ul style="list-style-type: none"> ・重点項目 ・推進項目 	➡ <u>基本的な方針を示すもの</u>
実行計画	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な取組み方策 	← <u>毎年、進捗状況等を評価</u>

第3節 推進体制

行政改革大綱を効果的かつ実効性のあるものにするため、次の組織を中心として、取り組みを推進します。

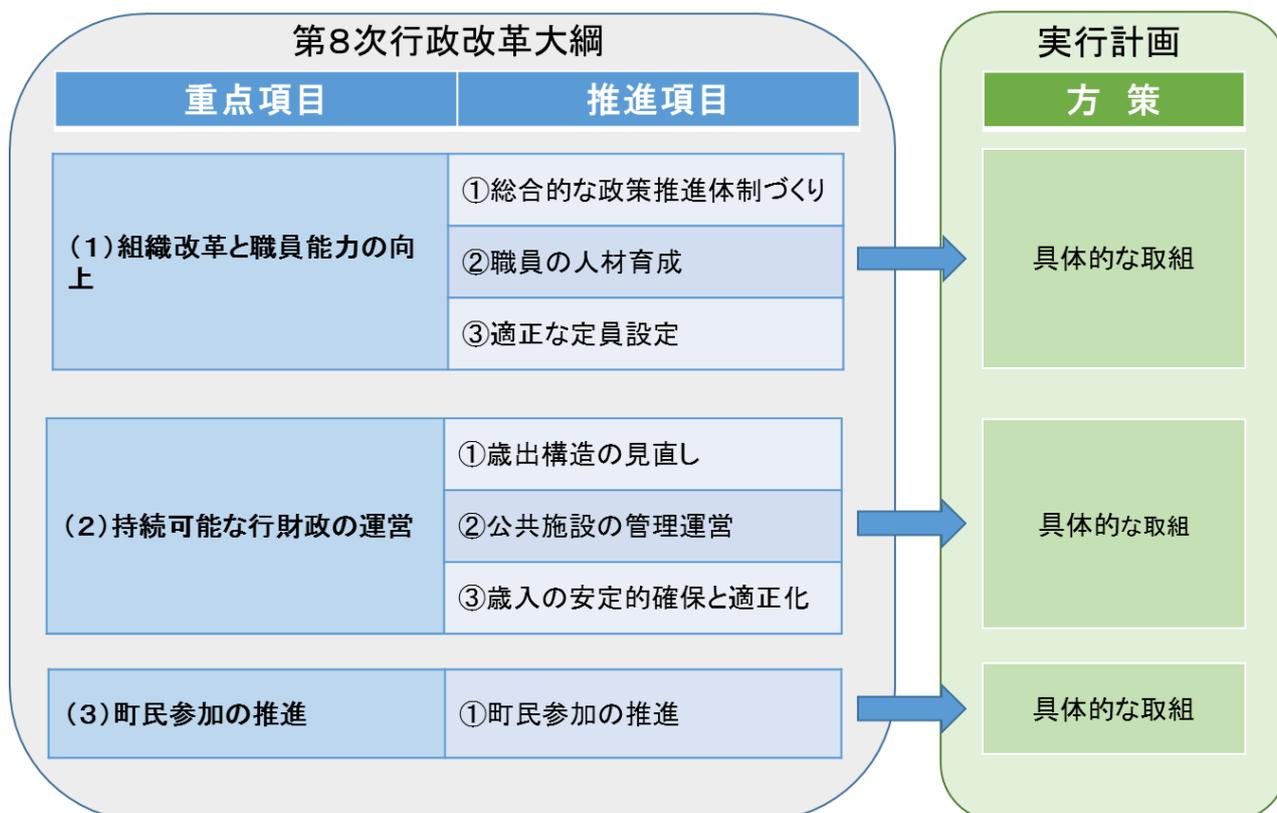
組織名	体制
下川町行政改革推進本部	行政改革の推進を図るため、庁内に町長を本部長とし、副本部長には副町長及び教育長、本部員には課長職をもって構成する「下川町行政改革推進本部」を設置します。

第4節 取り組み状況の公表

町の説明責任を果たす観点から、行政改革大綱に基づく取り組みについては、広報、ホームページなどを通じて広く町民に公表するものとします。

第5節 体系

第8次行政改革大綱では、次の3点の重点項目にそれぞれ推進項目を設定し、基本的な方針を定めます。



[第5章] 行政改革大綱の内容

(1) 組織改革と職員能力の向上

推進項目

<p>①総合的な政策推進体制づくり</p>	<p>(柔軟で機動的な組織・執行体制の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> 柔軟で機動的な体制を整備するため、グループ制の理解を深め、グループ制の機能を高めます。 <p>(総合的なまちづくり推進体制の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> 各階層や課間での情報共有や議論、合意形成、総合的・横断的な政策推進の体制の強化を図ります。 <p>(業務効率化の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> 政策課題への対応力や住民サービスを高めるため、業務の効率化・スリム化を図ります。
<p>②職員の人材育成</p>	<p>(長期的視野に立った人材育成の強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> 多様化・高度化する行政需要への対応や住民サービスの向上を図るため、長期的な視点に立ち人材育成を強化します。 職場内の労働環境の充実を図るため、職員間のコミュニケーション力を高めます。
<p>③適正な定員設定</p>	<p>(適正な定員設定)</p> <ul style="list-style-type: none"> 現状の定員内での行政運営を基本としながら、長期的な視野（年齢構成是正・人材育成）に立ち、今後職員採用・適正配置を行います。 <p>(適正な職員給与)</p> <ul style="list-style-type: none"> 人事院勧告を基本としながら、総人件費の抑制（非拡大）に努め、適正な職員給与の設定に努めます。

(2) 持続可能な行財政の運営

推進項目

<p>①歳出構造の見直し</p>	<p>(事務事業の見直し)</p> <ul style="list-style-type: none"> 効果的な施策・事業展開を行うため、事務事業の成果・効果を検証し、統廃合も含めた事業の抜本的な見直しを進めます。 <p>(事務改善の実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> 全庁的に事務効率化・経費削減を主眼とした「事務改善」を実施します。
<p>②公共施設の管理運営</p>	<p>(公共施設運営管理への民間活力の活用)</p> <ul style="list-style-type: none"> 民間のノウハウを活かしサービス向上を図ります。 <p>(公共施設維持管理経費の縮減と最適化)</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共施設の維持管理経費の縮減に努めるとともに、人口規模などに合わせ最適化します。 <p>(福祉・医療施設の収支改善)</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉・医療施設は、直営堅持を前提とした収支改善に努めます。
<p>③歳入の安定的確保と適正化</p>	<p>(財源の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> ふるさと納税など財源確保について研究・検討します。 <p>(受益者負担の適正化)</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費税導入等に合わせて使用料・負担金等見直しを検討します。

(3) 町民参加の推進

推進項目

<p>①町民参加の推進</p>	<p>(自治基本条例に基づく手続きの徹底)</p> <ul style="list-style-type: none"> 町民参加を推進するため、自治基本条例に基づき、行政情報の発信・公開を積極的に推進するとともに、広く町民の声を聴く機会の充実を図り、町民が主体的にまちづくりに参加できる環境整備を進めます。
------------------------	---